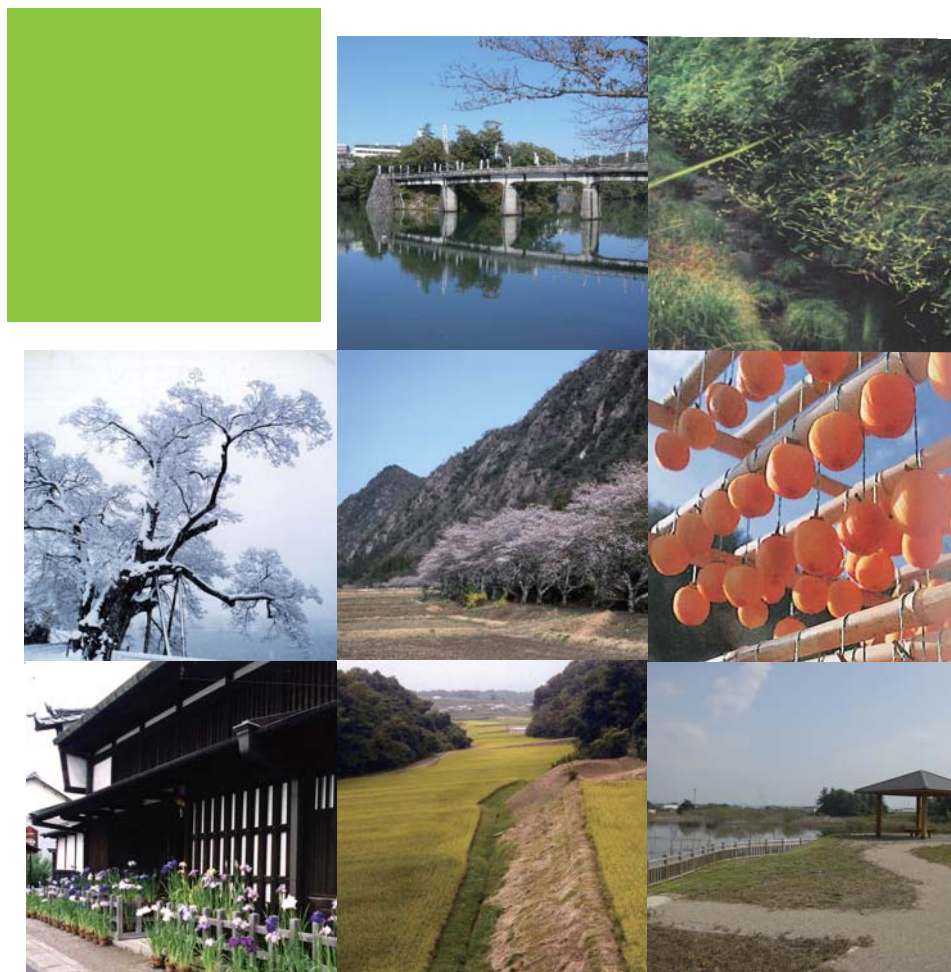


美濃加茂市景観計画



「自然・歴史文化・暮らし」

美濃加茂らしい景観が創る まちの交流、人の和らぎ

美濃加茂市

美濃加茂市景観計画

【 目 次 】

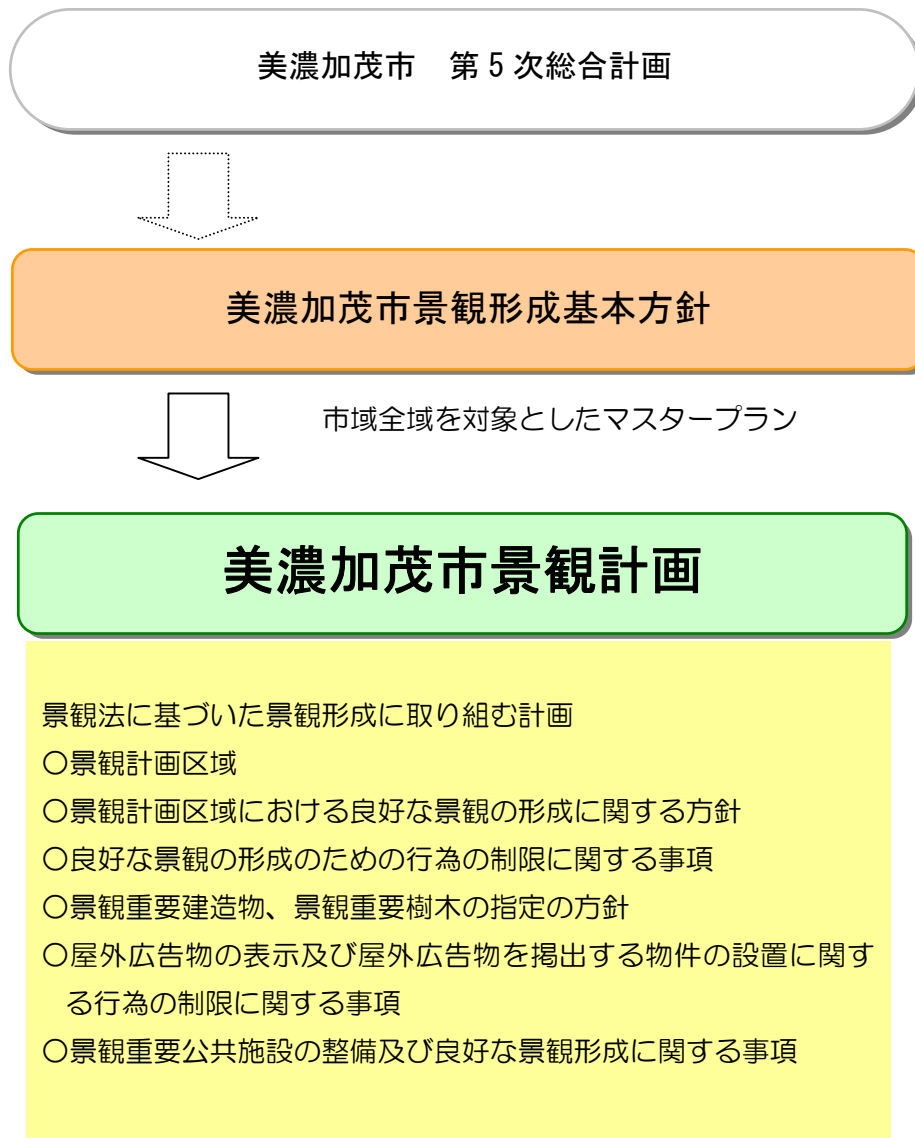
1. 美濃加茂市景観計画の位置づけと目的	01
2. 美濃加茂市の景観形成の方向.....	02
3. 景観計画区域.....	03
4. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	05
5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	06
6. 景観計画重点区域.....	15
7. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	26
8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項.....	28
9. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項.....	29

1 美濃加茂市景観計画の位置づけと目的

(1) 美濃加茂市景観計画の位置づけと目的

美濃加茂市には、美しい自然、伝統的な建物など、先人達が残した貴重な景観があります。その、景観により、私たちは心を癒し、和ませ、育ってきました。この景観を、未来へ引き継いで行く必要があります。

美濃加茂市景観計画は、美濃加茂市第5次総合計画と調整を図りながら策定しました。また、美濃加茂市の景観に関するマスタープランである「美濃加茂市景観形成基本方針」の理念や目標などを受けて、市民が主役となる景観まちづくりを進め、美濃加茂市の良好な景観を守り、まちへの愛着心を高め、このまちに住むことを誇りに思うまちをつくることを目的として、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条の規程に基づき定めるものです。



2 美濃加茂市の景観形成の方向

(1) 景観形成の基本理念

『 自然・歴史文化・暮らし 』

美濃加茂らしい景観が創る まちの交流、人の和らぎ

美濃加茂市は趣のある山なみ、川の流れ、河岸段丘という地形を有するまちです。その地形のうえに集落や住宅地、工業地、商業地などが広がり、それぞれの地形を利用したそれぞれの人々のくらしや営みにより、歴史や文化が醸成した美濃加茂らしい景観が私たちの先人によって引き継がれてきました。また、中山道太田宿は、中山道六十九次51番目の宿場町であり、中山道と飛騨街道、郡上街道との分岐として栄え、多くの人の往来を受け入れてきました。

景観は人と人の関係を和らげ、まちの交流を創り出す役割も持ちます。美濃加茂らしい景観形成を図り、住む人にも訪れる人にも心地よく、人と人の関係に和らぎを与える景観を守り育ててつっていきます。

(2) 景観形成の基本的な方向

上記の景観形成の理念を受け、景観形成の基本的な方向を次のように定めます。

1. ゾーン別の景観づくり

美濃加茂市は木曾川の河岸段丘等地形上の特徴を有しており、その特徴が景観にも大きく影響を与えています。全市一律ではなく、山地、丘陵地、段丘、市街地・沿川の4つのゾーンに分け、その特徴を活かした景観形成をめざします。

2. ゾーンを代表する景観をつくるまちづくりの推進

4つの景観ゾーンの毎に特徴ある景観を創り出し、多様で変化に富んだ景観を持つまちづくりへと押し進めていきます。

3. 広域景観形成の取り組み

美濃加茂市は木曾川・飛騨川とともに育まれてきたまちです。対岸等からの視点も配慮しながら、広域的な大河の景観づくりに取り組みます。

4. 旧来の景観と新たな景観との調和・融合

旧来の景観と新たな景観との調和・融合を図り、自然の育みを背景として、美濃加茂らしい景観形成をめざします。

5. いい暮らしのある景観づくり

景観は生活（くらし）があってこそ成り立つものであり、その暮らしが向上する景観づくりを推進します。

6. 市民、事業者、行政による協働の景観づくり

景観は市民、事業者、行政の三者の協働によって育まれるものです。協働の景観づくりに取り組むことができる景観形成のしくみ・体制づくりに取り組みます。

3 景観計画区域

(1) 景観計画区域

美濃加茂市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観形成の取り組みを進めます。

【 景観計画区域 】 美濃加茂市全域

〈4つのゾーン〉山地、丘陵地、段丘、市街地・沿川

美濃加茂市内8地区には、それぞれに良好な景観資源を有しています。これらの景観を保全し、整備および形成を進めるために、4つのゾーン（山地、丘陵地、段丘、市街地・沿川）に区分し、そのゾーン毎の景観特性を活かした美濃加茂市らしい景観づくりを市全域で取り組むことが求められます。

(2) 景観計画重点区域

美濃加茂市を代表する景観や景観づくりに積極的に取り組みたい地区などを景観計画重点区域に指定し、住民主体による景観づくりに取り組みます。

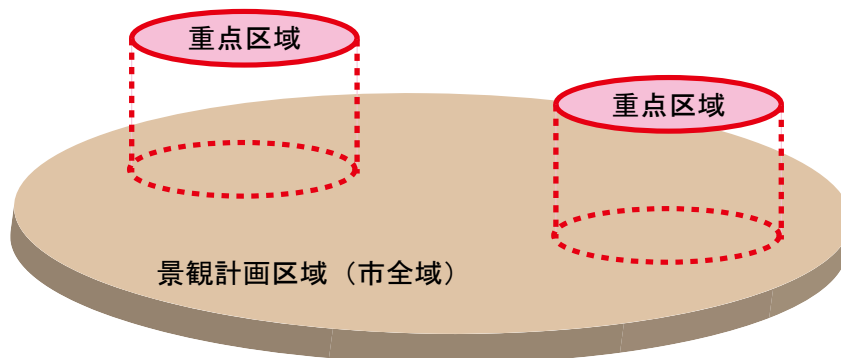
【 景観計画重点区域 】

中山道太田宿地区 ・ 伊深地区 ・ 三和地区

※景観計画重点区域以外の地区においても、住民による景観まちづくりの検討を進めています。このような地区が将来的に重点区域への移行ができるよう、住民等による計画提案制度（景観法第11条）を活用します。市景観条例において景観まちづくり協議会として位置づけます。

■景観計画区域と景観計画重点区域の関係

重点区域では景観計画区域における行為の制限の全部又は一部を強化すること（上乘せ）ができます。新たな制限・基準を追加することができます。

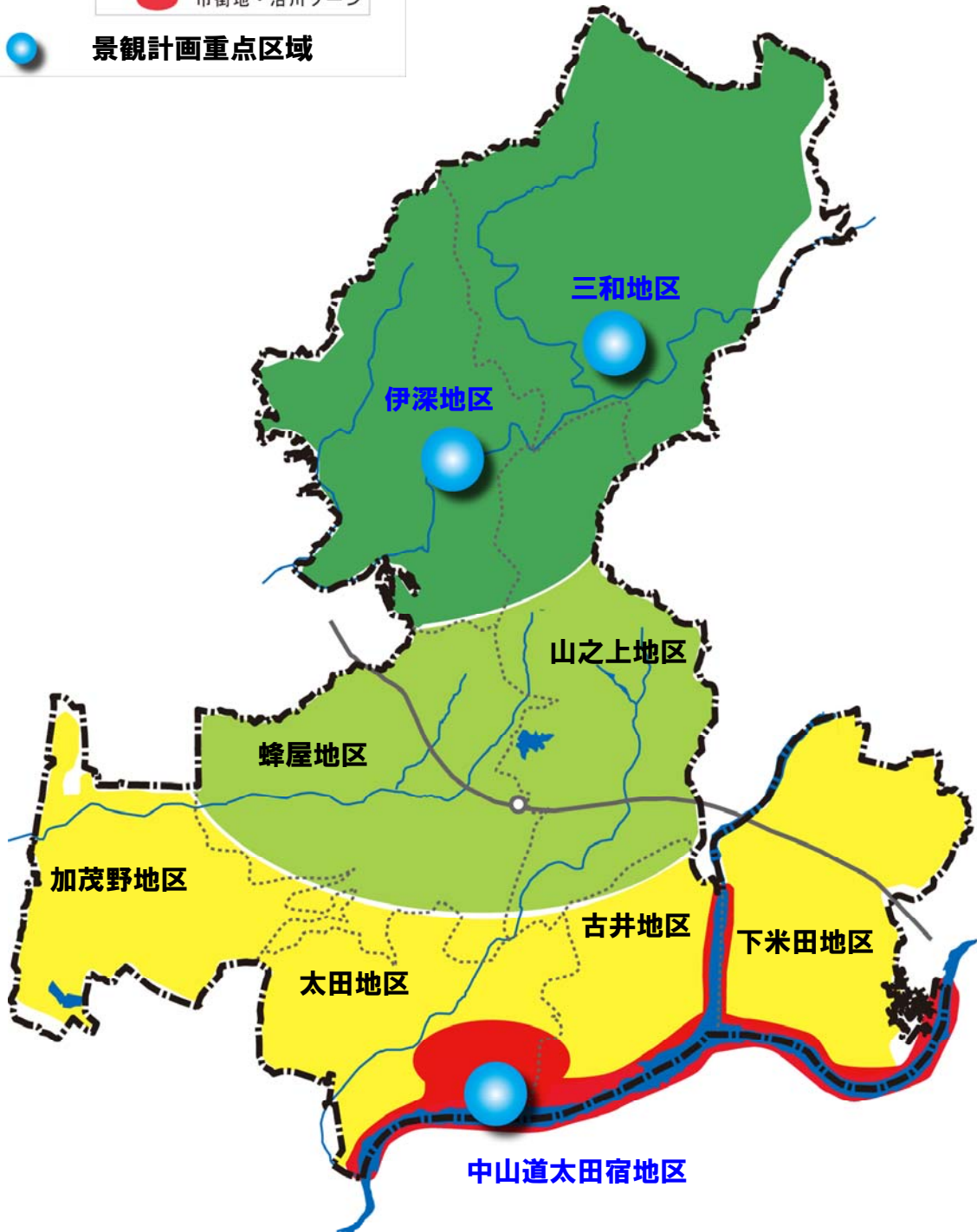


■ 景観計画区域（市全域）

景観計画区域（市全域）

- 山地ゾーン
- 丘陵地ゾーン
- 段丘ゾーン
- 市街地・沿川ゾーン

景観計画重点区域



4 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観計画区域（市全域）における景観形成の方針

景観計画区域における景観形成の方針を次のように定めます。



豊かな自然と人のくらしが関わりあう景観づくりを行います

- 山桜やホタル、ヒカゲツツジなどの自然景観を保全し、育成します。
- 里山のなかの集落や歴史文化がある景観を大切にし、自然と人の暮らしの関わりある里山景観を保全します。
- 自然の中で人の手をうまく加えた自然と調和のとれた景観を育成します。



日本の原風景と新しい風景がうまく調和、融合された景観づくりを行います

- 丘陵地に広がる田園や果樹園による農村、農業景観を保全します。
- 蜂屋柿などの農村文化景観を保全し、育成します。
- 自然景観や歴史文化景観に調和する工業団地や住宅市街地の景観を育成します。
- 市の玄関口となる交通拠点・沿道の景観を育成します。



広がりある景観と住宅地のバランスがとれた愛着と誇りある景観づくりを行います

- 田園環境と住宅地のバランスがとれた空間形成を育成します。
- 緑などの潤いある住宅地を形成します。
- 樹林やため池、用水などの農業農村景観を保全し、育成します。
- 周辺の山並みや農村景観と調和した幹線道路沿道の景観を育成します。



賑わいと個性溢れる景観づくりを行います

- 景観づくりを通じて市街地の賑わいを形成します。
- まちの発展の原点である太田宿の古い町並みを保全し、育成します。

木曾川・飛騨川を中心とした景観づくりを行います

- 中山道や小山観音などの歴史文化と木曾川と飛騨川などの河川の一体的となった景観を形成します。
- 木曾川や飛騨川などの水辺と緑地を保全し、育成します。



ビューポイントをみんなでつくります

- 眺望を楽しめる場所としてビューポイントづくりに取り組みます。

みんなで育てる景観づくりを実現します

- 市民、事業所、行政などの協働の下に、市民主体の景観づくりの仕組みをつくれます。

5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 景観計画区域（市全域）における行為の制限

①届出対象行為および行為の制限

美濃加茂市では4ゾーン（山地、丘陵地、段丘、市街地・沿川）のそれぞれの景観特性を勘察し、行為の制限を設けます。届出を対象とする行為はゾーンによる違いはありませんが、ゾーンによる景観特性を踏まえた行為の制限は次の通りとしています。

■届出対象行為

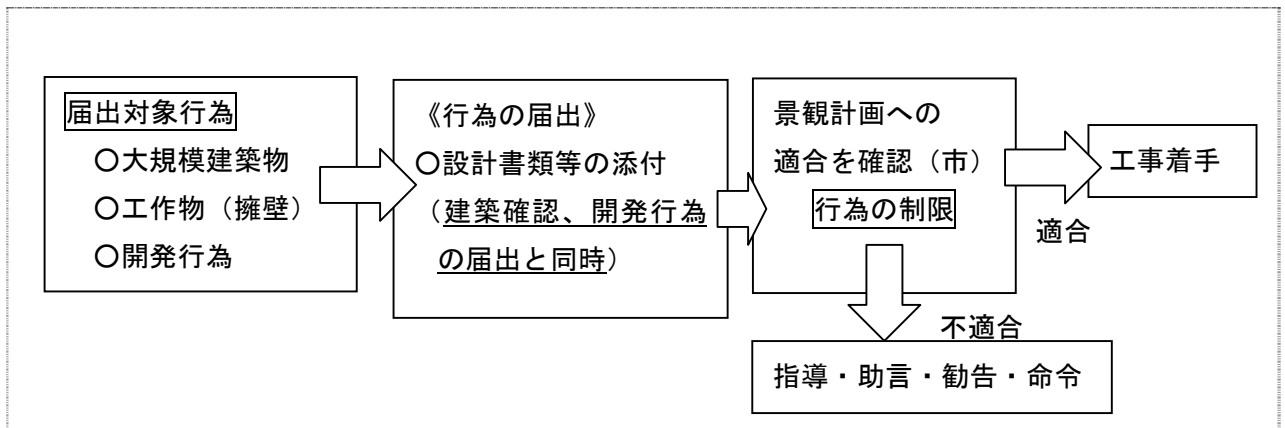
- 延床面積 1,000 m²以上の大規模建築物
- 高さ 2 m以上かつ面積 200 m²以上の擁壁
- 開発行為としての開発区域 1,000 m²以上の開発

■行為の制限

※景観計画施行後に、着手されるものを対象としています。

ゾーン	大規模建築物		工作物（擁壁）		開発行為	
	（規模）	色彩（外壁）	（規模）	意匠	（規模）	緑化
山地	延床 1,000 m ²	《赤・黄赤・黄系》 彩度 4 以下 《それ以外の色相》 彩度 2 以下	高さ 2m かつ 面積 200 m ²	自然素材 又は 修景緑化	1,000 m ²	敷地境界 の緑化
丘陵地						
段丘		《赤・黄赤・黄系》 彩度 6 以下 《それ以外の色相》 彩度 4 以下				
市街地 ・沿川						

■手続きの流れについて



■届出対象行為の規模について

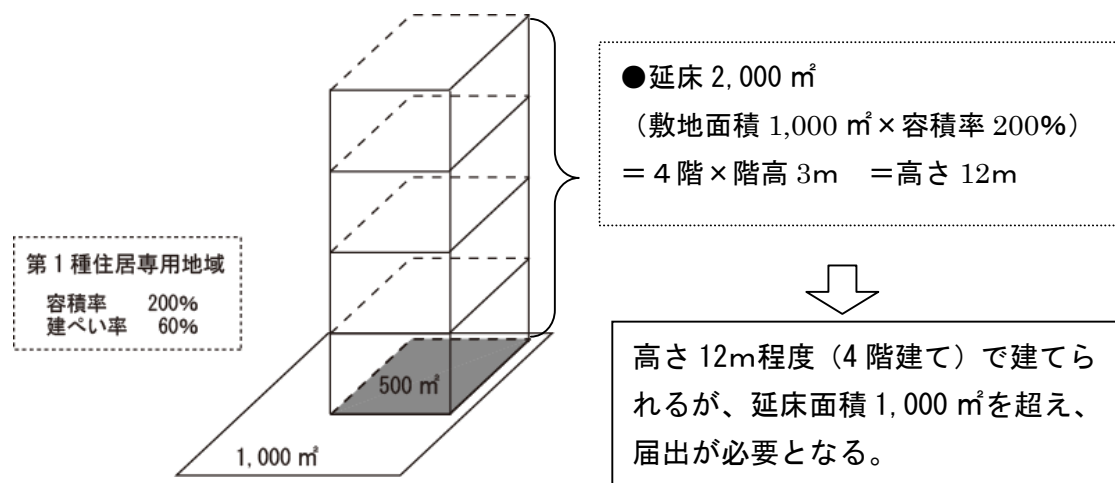
①延床面積 1,000 ㎡以上の大規模建築物

- 美濃加茂市集合住宅等の指導要綱における届出は1000㎡以上であり、整合を図るため。
- 面積要件と高さ要件の両方を届出対象行為に位置づけている他市もありますが、美濃加茂市においては面積要件のみを位置づけます。
- 都市計画による容積率、建ぺい率の制限があるため、高さ要件を設けなくとも、面積要件のみで高さのある大規模建築物も届出が必要となり、対応できます。

$$\begin{aligned} \text{容積率\%} &= \text{延床面積} \div \text{敷地面積} \times 100 \\ \text{建ぺい率\%} &= \text{建築面積} \div \text{敷地面積} \times 100 \end{aligned}$$

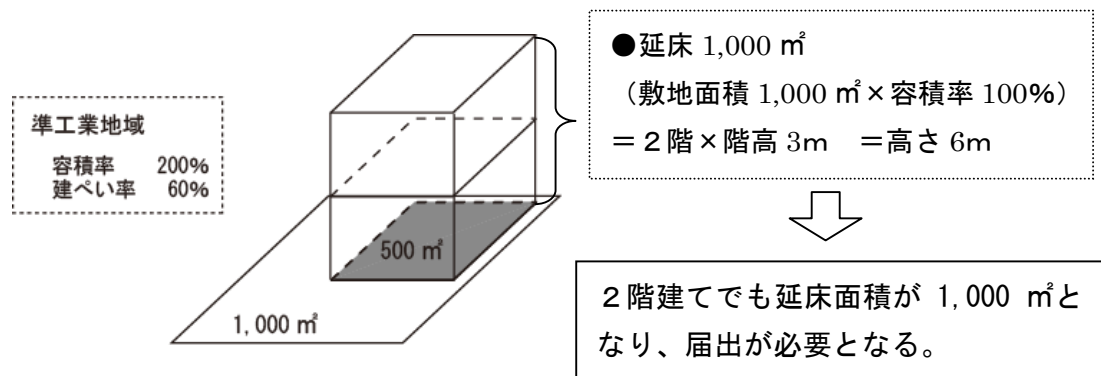
例) 一般的なマンションを建てる場合

(敷地面積 1,000 ㎡に容積率 200%、建ぺい率 50%を建てる場合)



例) 一般的な大型商業店舗を建てる場合

(敷地面積 1,000 ㎡に容積率 100%、建ぺい率 50%で建てる場合)



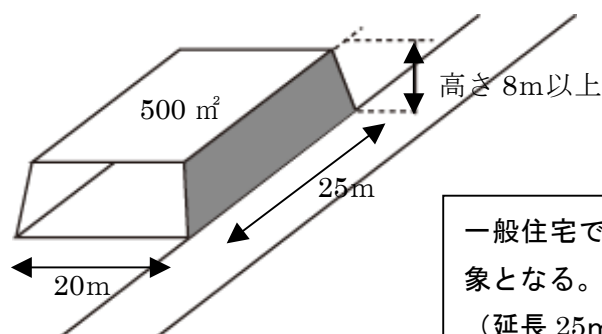
②高さ 2 m 以上かつ面積 200 m² 以上の擁壁

○建築基準法による確認申請が必要な擁壁の規模は、高さ 2m です。

○ただし、高さ要件に併せて面積要件を設定し、工場等においての大規模な擁壁を想定しています。したがって、一般住宅の規模ではほとんど届出対象とならない程度の面積要件としています。（下の図を参照）

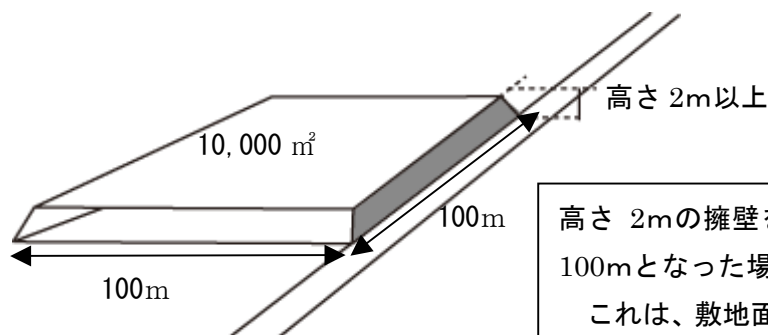
○道路等の公共整備に伴う擁壁に関しては届出対象の除外となっているが、景観に配慮した整備に努めます。

例) 一般的な住宅（敷地面積 500 m² と想定）で擁壁を設ける場合



一般住宅では高さ 8m 以上の規模で対象となる。
(延長 25m × 高さ 8m = 面積 200 m²)

例) 高さ 2m の擁壁を設ける場合



高さ 2m の擁壁を設ける場合は、延長 100m となった場合が対象となる。
これは、敷地面積 10,000 m² 規模の大規模な工場等が該当する。

※景観法は公共施設には適用されません。（法第 16 条第 5 項）

（省略） 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

③開発行為としての開発区域 1,000 m² 以上の開発

○美濃加茂市開発指導要綱における届出開発は 1,000 m² 以上であり、整合を図るため。

②大規模建築物の色彩

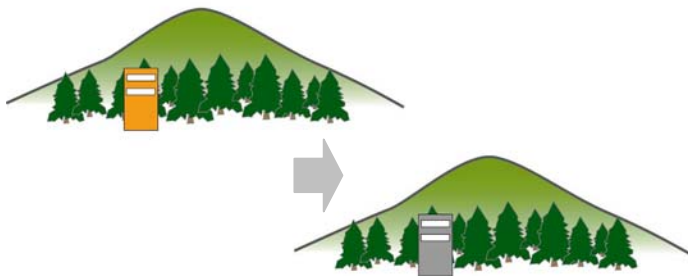
- ・ゾーン別による景観特性を踏まえ、マンセル値を用いた色彩基準を定める。(P.39)

	山地・丘陵地	段丘・市街地沿川
赤・黄赤・黄	彩度4以下	彩度6以下
それ以外	彩度2以下	彩度4以下

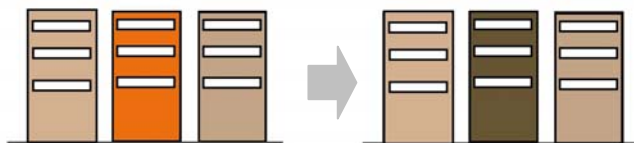
- ・アクセント色については壁面面積の5%までは認める。
- ・木・石・レンガ等の自然素材そのものの色は、色彩制限の対象から除く。

■大規模建築物の色彩の例

- 自然景観の中に建築する建築物等は目立たないよう彩度を抑える。



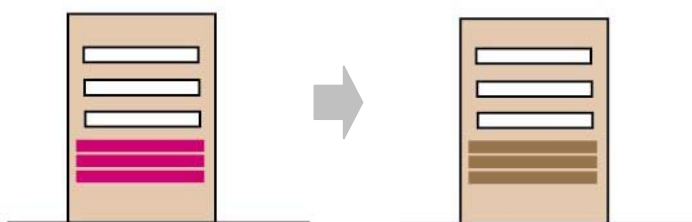
- 彩度の高い色の使用は避け、周辺の建築物等と類似した色彩とする。



○アクセント色を使用する部位は、建築物全体とのバランスをとり、多くなりすぎないようにする。

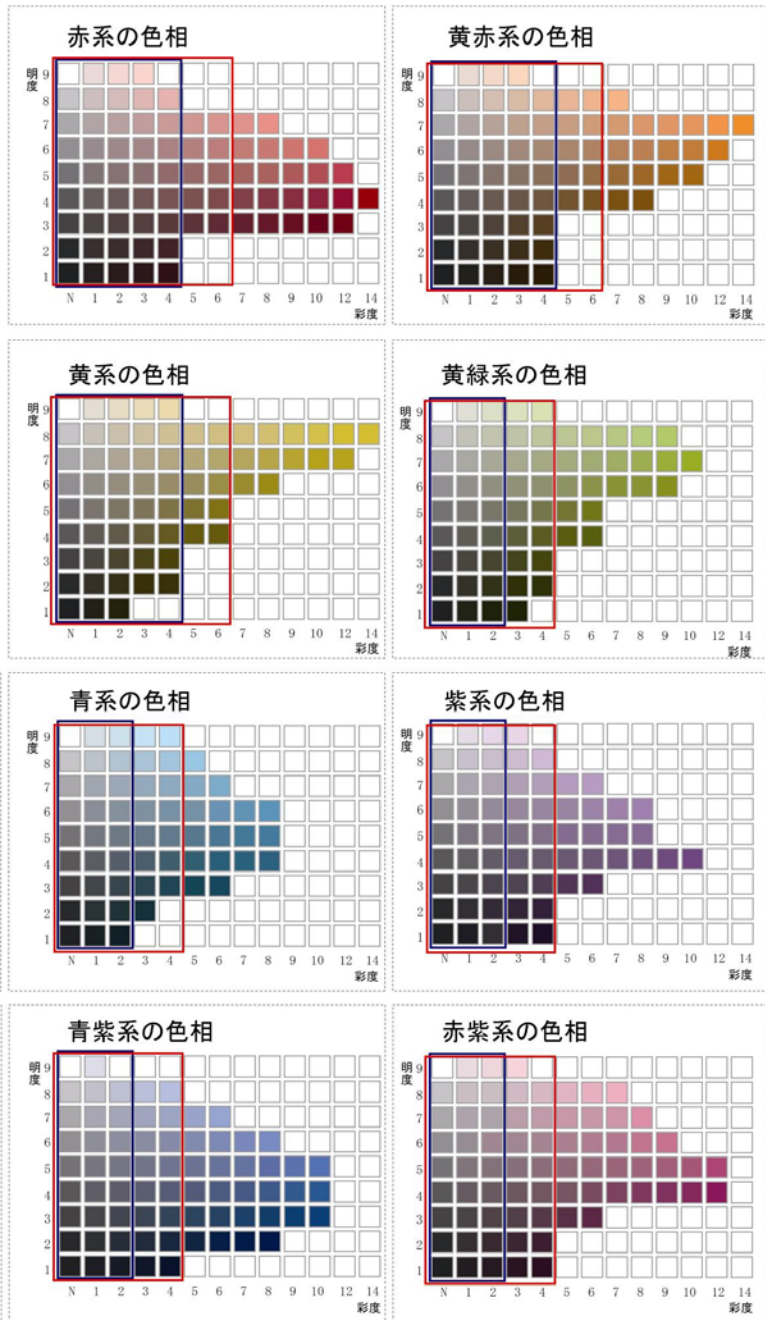
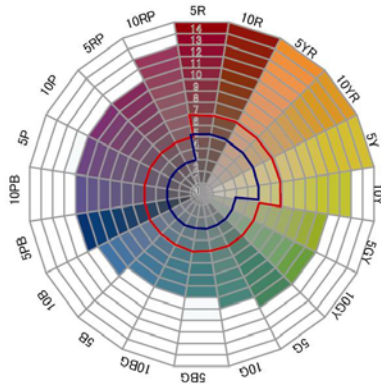


○同系色の異なった色を使用することにより、落ち着いた建築物とする。



■大規模建築物の色彩の基準

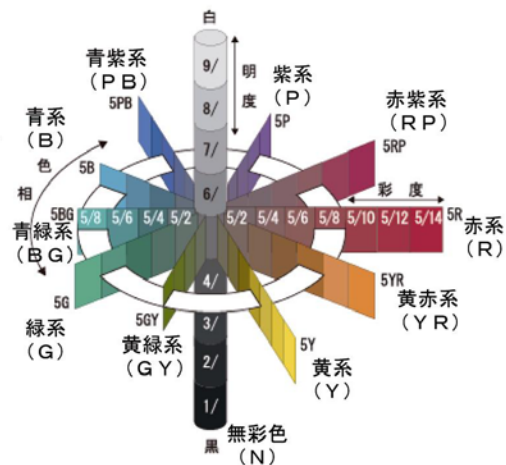
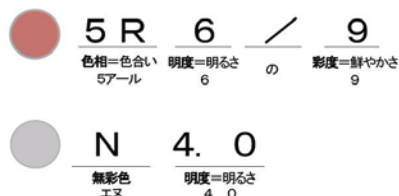
- 山地・丘陵地
- 段丘・市街地沿川



※上記の下図(表)の表現は、主なマンセル値を例示したものです。
 ※印刷上で実際のマンセル値とは異なる場合があります。

【参考】マンセル値とは

マンセル値とはひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの要素の組み合わせで表現する値です。この景観計画では、日本工業規格(JIS)のZ8721に適合した値を基準とします。



③擁壁の意匠

- ・河岸段丘の景観特性を保全するため、擁壁は自然素材または修景緑化等を用いる。
- ・ただし、道路整備等の公共事業による擁壁は除外されるが、岐阜県「公共事業景観形成指針」に沿った整備に努める。

■擁壁の意匠の例

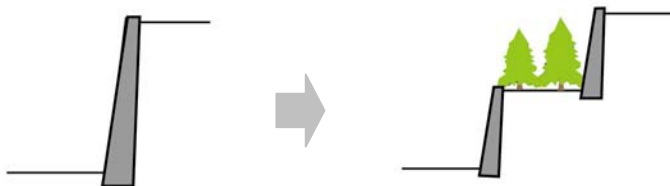


地場産の玉石などを活用し、地域の景観との調和を図る。

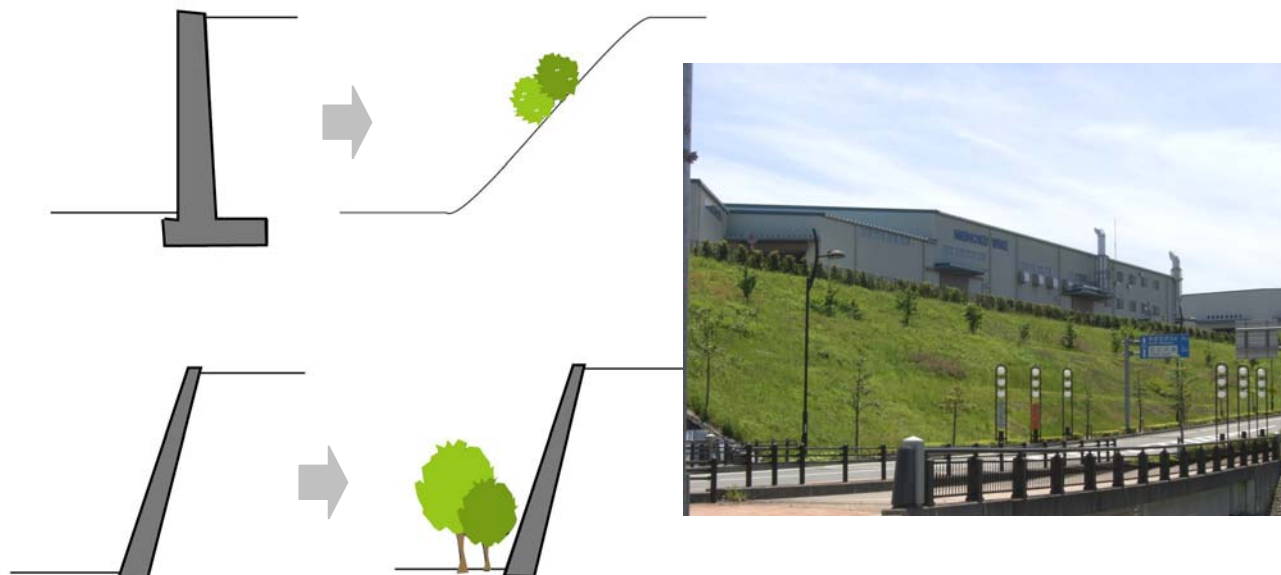


石貼り化粧により、周辺の景観との調和を図る。

○長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割し、圧迫感を軽減する。



○コンクリートによる垂直擁壁を避け、緩やかな勾配とし、植栽を設ける。



○コンクリート擁壁をツタ類の植栽により無機質な印象を和らげる。



④敷地境界の緑化

- ・道路と敷地との境界部分には緑化を施し、沿道に潤いを持たせる。

■敷地境界の緑化の例



敷地境界に樹木や花壇などを育て、沿道に潤いを持たせる。

6 景観計画重点区域

(1) 景観計画重点区域における届出対象行為

景観計画重点区域における届出対象行為は次のとおりです。

【 景観計画重点区域の届出対象行為 】

- 景観計画重点区域と定める地区における建築物の建築、工作物の建設等

(2) 景観計画重点区域における景観形成の方針

○中山道太田宿地区

■中山道太田宿地区の景観形成の方針

【 景観形成の目標 】

中山道宿場町のまちなみを次世代につなぎます

方針1 「①景観形成を図る区域(赤)」と「②沿道まちなみ景観形成を図る区域(青)」を設けます。

- 「②沿道まちなみ景観形成を図る区域(青)」は中山道からみえるまちなみの景観を創っていきます。
- 「①景観形成を図る区域(赤)」は中山道からみえる里道(細道)の景観を創り、また、木曾川堤防遊歩道からの眺望景観を創ります。「②沿道まちなみ景観形成を図る区域(青)」と一体化して、中山道太田宿の付加価値を育てる景観とします。

方針2 「②沿道まちなみ景観形成を図る区域(青)」では次の考え方により、中山道宿場町のまちなみを次世代に継承します。

- 「保全(守り)」と「整備(育て)」と「創出(つくる)」

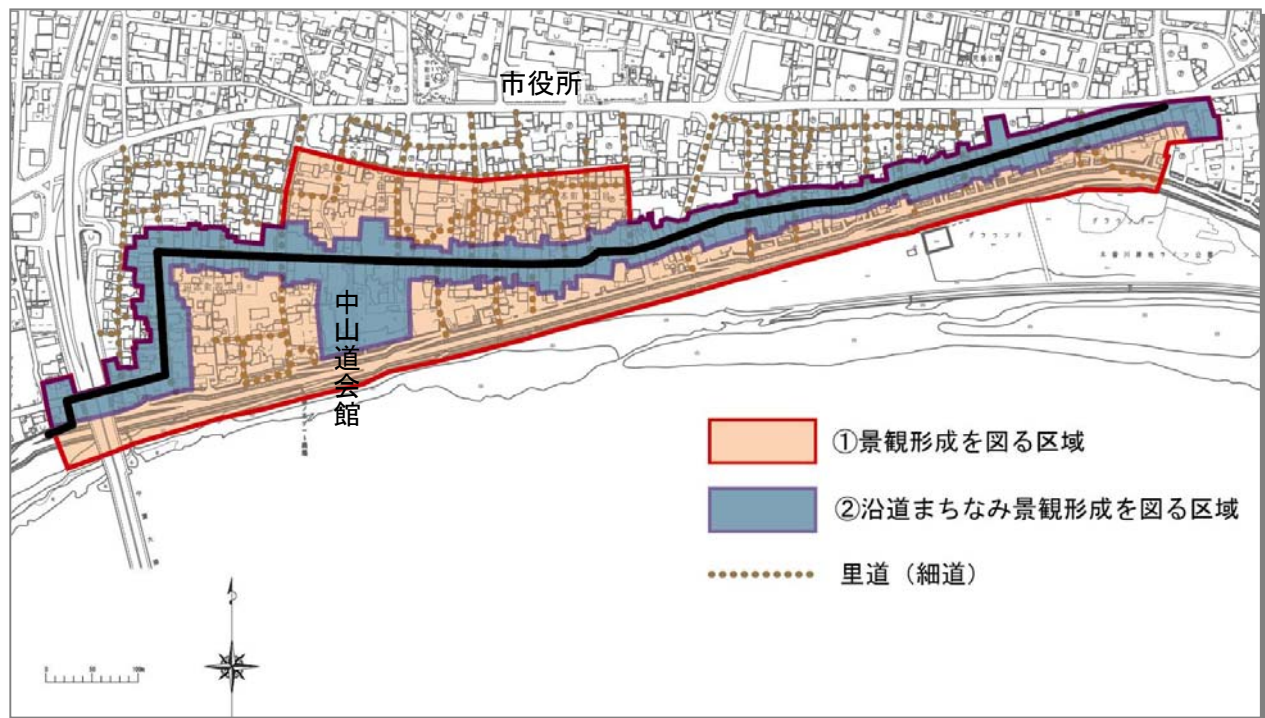
方針3 宿場町のまちなみを連続させ、空き地などについても塀、垣等により、連続したまちなみを形成します。

方針4 常夜灯や行灯を活かし、夜間照明(ライトアップ)を整備します。

方針5 里道(細道)のある景観と木曾川の眺望景観との一体となった景観を創ります。

方針6 中山道と沿道の建造物と一体となった景観を創るため、公共空間との調和を図ります。

■ 景観計画重点区域〈中山道太田宿地区〉



■中山道太田宿地区の行為の制限

※景観計画施行後に、着手されるものを対象としています。

対象		①景観形成を図る区域(赤)	②沿道まちなみ景観形成を図る区域(青)
1. 建築物	①位置		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として建物は現在のまちなみの壁面線を揃える。 ・やむを得ず道路から後退する場合は、伝統的な様式の門塀等を設置し、まちなみの連続性を維持する。
	②高さ	・3階以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以下とする。 ・3階とする場合は、3階部分を2階建て部分から1.5m以上後退させる。
	③形態・意匠	・勾配屋根とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・うだつのある屋根は、保全する。 ・うだつ、格子窓、格子戸、つし造り、袖壁、蔵造り、真壁しっくい壁造り、欄干付窓(木手摺)、下見板張り、たて羽目板張り等の伝統的な意匠を採り入れることに努める。
	④屋根または庇		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として切妻で平入りの瓦屋根とする。 ・1階に庇を設け、両隣の建築物の1階における軒の高さを統一させる。
	⑤色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、白、黒又は濃い茶色を基調とする。 ・外部の新設の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。 ・樋は黒又は濃い茶色を基調とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、白、黒又は濃い茶色を基調とする。 ・外部の新設の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。 ・樋は灰色又は濃い茶色を基調とする。 ・屋根の色彩は色相に係わらず明度2～7かつ彩度2以下とする。
	⑥素材		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の材料は、しっくい又は木質系およびこれに類するものとし、腰部分は板張り又はこれに類するものとする。 ・外部土間は、たたき、石貼り、豆砂利洗い出し又はこれに類するものとする。
	⑦開口部		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として建具は木製とする。 ・アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒、こげ茶とし、伝統的建築物の意匠を採り入れるものとする。
2. 門又は塀	<ul style="list-style-type: none"> ・門又は塀を設ける場合は、木や石等の自然素材を利用したものとする。やむを得ず金属類等を用いる場合は、色を黒、こげ茶とするかまたは修景緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として門又は塀を設ける場合は、木や石等の自然素材を使用したものとする。門扉は木製とする。やむを得ず金属類等を用いる場合は、色を黒、こげ茶とするかまたは修景緑化を行う。 ・腰なげしの下部は、たて羽目板、下見張り又は小壁に類するものとする。 ・外部の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。 	

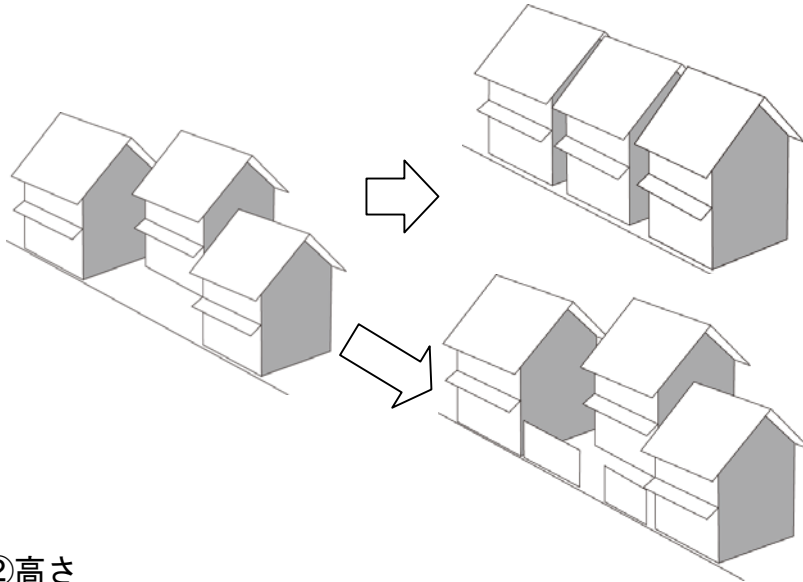
対象	①景観形成を図る区域(赤)	②沿道まちなみ景観形成を図る区域(青)
3. 建築設備等		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路などから容易に望見できる位置に設置しない。 ・やむを得ない場合は、壁、格子等で覆う等、建物本体に調和したものとする。 ・木製格子枠で修景するときは、斜め材の使用をさける。
4. 自動販売機等		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から容易に望見できる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。
5. 看板		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として覆い看板、屋上看板は設置しないものとする。 ・デザイン、色彩、大きさなどは、まちなみの景観に調和したものとする。 ・原則として2階の軒より低くするものとし、建物から前には設置しない。 ・屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類、テント類等は、原則として設置しない。
6. 常夜灯・行灯		<ul style="list-style-type: none"> ・常夜灯や行灯を設置する場合は、宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠とする。
7. 街路灯		<ul style="list-style-type: none"> ・宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。
8. 工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として擁壁は、石等の素材を利用したものとする。 ・やむを得ない場合は、前面に植栽等の修景を施すものとする。
9. 駐車場又は空地		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等は、出入口を除き、塀、柵、植栽等で修景する。
10. 車庫		<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、伝統的なデザインとする。 ・出入口は、可能な限り木製の板戸、格子戸又は格子戸の折り畳み戸とする。
11. 植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・中山道に面する箇所での適度な植栽に努める。

■中山道太田宿地区の行為の制限の例（沿道まちなみ景観形成を図る区域（青）の例）

1. 建築物

①位置

- ・原則として建物は現在のまちなみの壁面線を揃える。
- ・やむを得ず道路から後退する場合は、伝統的な様式の門塀等を設置し、まちなみの連続性を維持する。



壁面線を統一させる

門塀等で連続性を確保する

②高さ

- ・3階以下とする。
- ・3階とする場合は、3階部分を2階建て部分から1.5m以上後退させる。



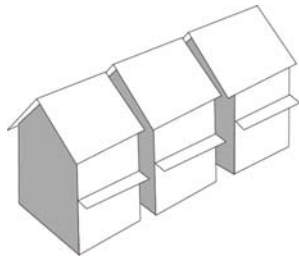
③形態・意匠

- ・うだつのある屋根は、保全する。
- ・うだつ、格子窓、格子戸、つし造り、袖壁、蔵造り、真壁しっくい壁造り、欄干付窓（木手摺）、下見板張り、たて羽目板張り等の伝統的な意匠を採り入れることに努める。



④屋根または庇

- ・切妻で平入りの瓦屋根を原則とする。
- ・1階に庇を設け、両隣の建築物の1階における軒の高さを統一させる。



切妻・平入り



⑤色彩

- ・色彩は、白、黒又は濃い茶色を基調とする。
- ・外部の新設の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。
- ・樋は灰色又は濃い茶色を基調とする。
- ・屋根の色彩は色相に係わらず明度2~7かつ彩度2以下とする。



白、黒又は茶色を基調

⑥素材

- ・外壁の材料は、しっくい又は木質系およびこれに類するものとし、腰部分は板張り又はこれに類するものとする。
- ・外部土間は、たたき、石貼り、豆砂利洗い出し又はこれに類するものとする。

⑦開口部

- ・原則として建具は木製とする。
- ・アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒、こげ茶とし、伝統的建築物の意匠を採り入れるものとする。



2. 門又は塀

- ・原則として門又は塀を設ける場合は、木や石等の自然素材を使用したものとする。門扉は木製とする。やむを得ず金属類等を用いる場合は、色を黒、こげ茶とするかまたは修景緑化を行う。
- ・腰なげしの下部は、たて羽目板、下見張り又は小壁に類するものとする。
- ・外部の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。



竹



木



樹木



石

3. 建築設備等

- ・原則として道路などから容易に望見できる位置に設置しない。
- ・やむを得ない場合は、壁、格子等で覆う等、建物本体に調和したものとする。
- ・木製格子枠で修景するときは、斜め材の使用をさける。



4. 自動販売機等

- ・原則として道路から容易に望見できる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。



5. 看板

- ・原則として覆い看板、屋上看板は設置しないものとする。
- ・デザイン、色彩、大きさなどは、まちなみの景観に調和したものとする。
- ・原則として2階の軒より低くするものとし、建物から前には設置しない。
- ・原則として屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類、テント類等は、原則として設置しない。



6. 常夜灯・行灯、7. 街路灯

《常夜灯・行燈》

- ・常夜灯や行灯を設置する場合は、宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠とする。

《街路灯》

- ・宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。



行燈



常夜灯

8. 工作物

- ・原則として擁壁は、石等の素材を利用したものとする。
- ・やむを得ない場合は、前面に植栽等の修景を施すものとする。



前面に植栽等の修景を施す

9. 駐車場又は空地

- ・駐車場等は、出入口を除き、塀、柵、植栽等で修景する。



塀の修景イメージ



10. 車庫

- ・建物は、伝統的なデザインとする。
- ・出入口は、可能な限り木製の板戸、格子戸又は格子戸の折り畳み戸とする。



11. 植栽

- ・中山道に面する箇所での適度な植栽に努める。



○伊深地区・三和地区

■伊深地区の景観形成の方針

伊深地区全域において、豊かな自然環境や先人たちが残してくれた歴史的資源を活かした景観を保全し、その景観ポイントを巡る道づくりに取り組みます。

【景観形成の目標】

伊 深 の 景 観 を 巡 る 道 づ く り

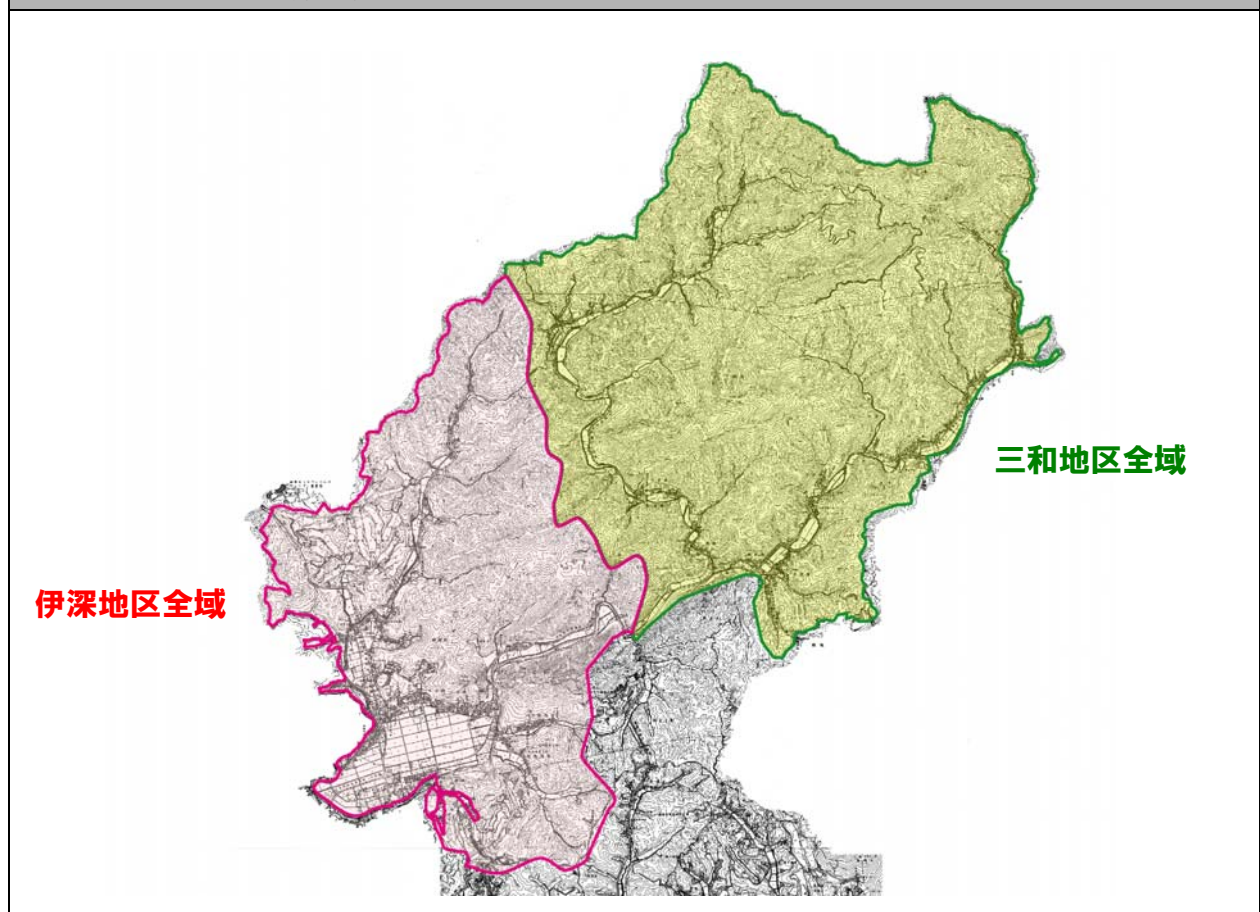
■三和地区の景観形成の方針

三和地区全域において、御殿山・川浦川・甘屋川に代表される美しい自然豊かな地域の特性を活かし、遊歩道づくりや川の景観を育て、山桜、ゲンジボタルの里の景観を保全します。

【景観形成の目標】

山 桜 と ホ タ ル の 里 づ く り

■景観計画重点区域〈伊深地区〉〈三和地区〉



※ 伊深地区に関しては、「美濃加茂市立小学校、中学校通学区域に関する規則」に基づく伊深小学校の通学区域で定めています。

■伊深地区、三和地区の行為の制限

伊深地区と三和地区はともに、豊かな自然景観と田園と一体となり、歴史的な建造物や美しい家並みが立ち並び、すばらしい里山としての原風景が形成されています。その里山風景を保全し、さらに育てるために、次の行為の制限を設けます。

※景観計画施行後に、着手されるものを対象としています。

対象	規模等	行為の制限の内容 (市全域の制限の上乗せ)	【参考】 市全域の行為の制限
建築物	主要となる家屋	○意匠(勾配屋根)	延床面積 1000 m ² 以上 (外壁の色彩)
	延床面積 500 m ² 以上	○意匠(勾配屋根) ○色彩(外壁):落ち着いた色彩(※1)	
工作物			高さ 2mかつ 面積 200 m ² 以上の擁壁 (自然素材又は修景緑化)
開発 行為			1,000 m ² 以上の開発 (境界緑化)

イメージ 勾配屋根のイメージ

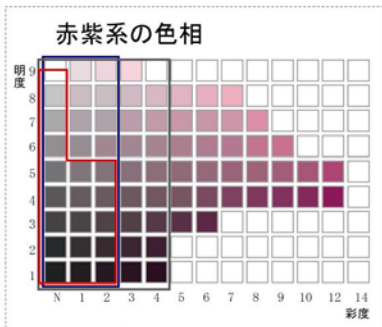
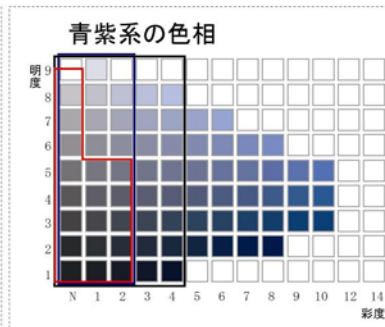
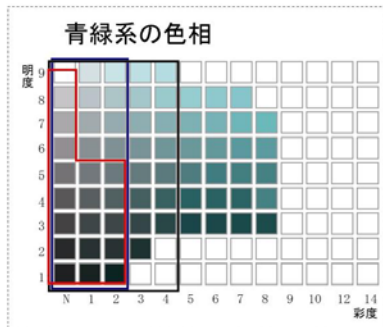
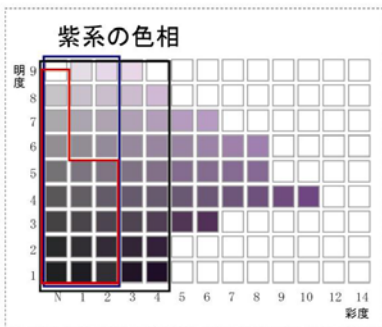
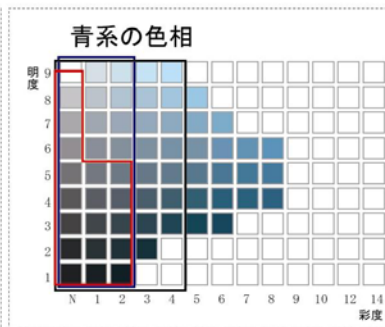
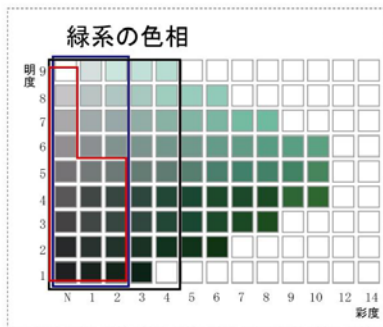
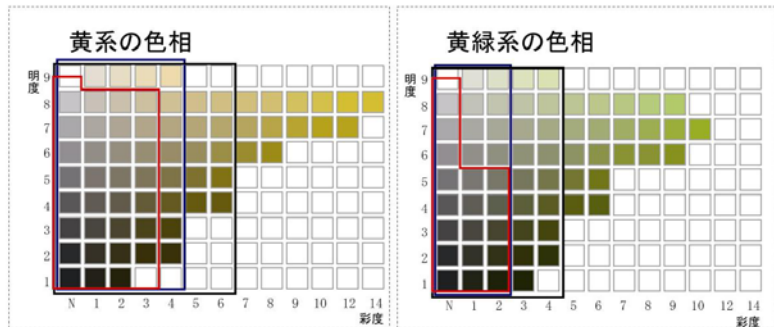
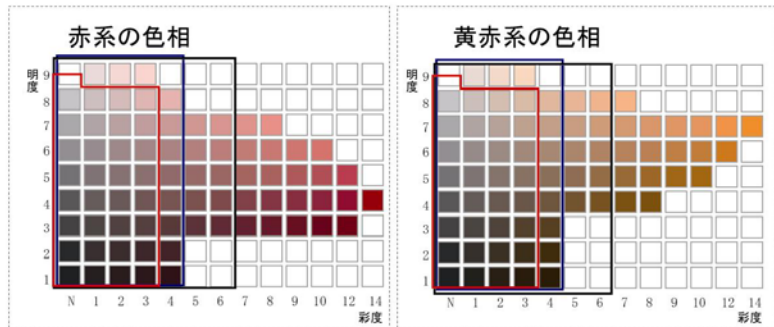
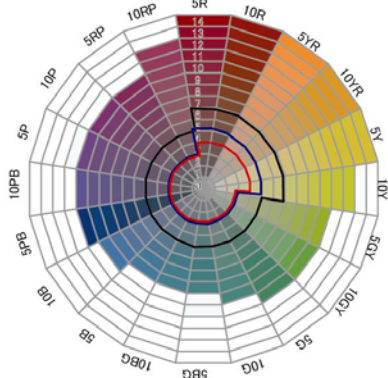


(※1) 延床面積 500 m²以上の建築物の色彩基準

	外壁の色彩	【参考】市全域の行為の制限	
		山地・丘陵地	段丘 市街地・沿川
赤・黄赤・黄	明度 1~8 かつ彩度 3 以下	彩度 4 以下	彩度 6 以下
上記以外	明度 5 以下かつ彩度 2 以下	彩度 2 以下	彩度 4 以下
無彩色	明度 1~9.5		

■延床面積 500 m²以上の建築物の色彩基準

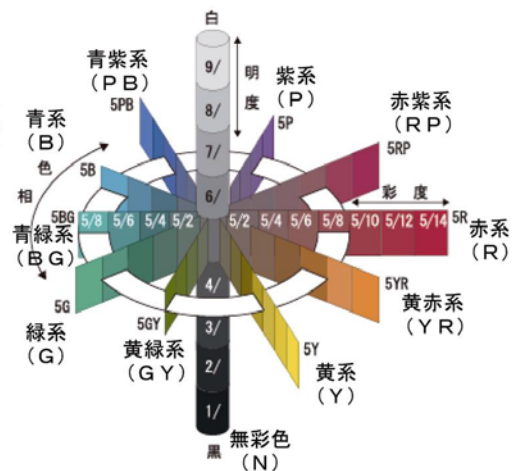
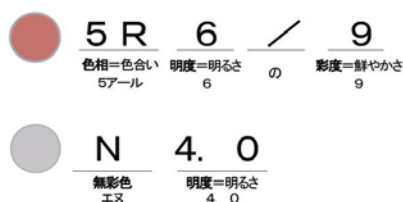
- 伊深・三和地区
- 山地・丘陵地
- 段丘・市街地沿川



※上記の下図(表)の表現は、主なマンセル値を例示したものです。
 ※印刷上で実際のマンセル値とは異なる場合があります。

【参考】マンセル値とは

マンセル値とはひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの要素の組み合わせで表現する値です。この景観計画では、日本工業規格(JIS)のZ8721に適合した値を基準とします。



7 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

地域の歴史、文化等とともに景観上重要な要素となっている建造物、樹木は、次の方針に基づき指定します。

■景観重要建造物の指定の方針

- 優れたデザインを持ち、シンボリックな景観となっているもの
- 地域の歴史・文化、暮らしを感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの
- 地域住民に親しまれているもの

イメージ



地域の歴史や文化を伝える建築物など

■景観重要樹木の指定の方針

- アイストップとなり、地域のシンボリックな景観となっているもの
- 地域の歴史・文化、暮らしを感じさせるもの
- 地域住民に親しまれているもの

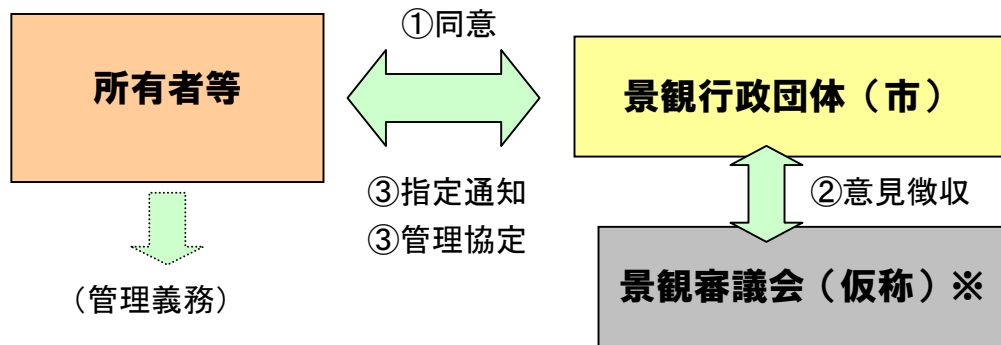
イメージ



地域で育て、景観上で重要となる樹木など

■景観重要建造物および景観重要樹木の手続きと保全方法

指定された建造物と樹木は、現状変更等に対する制限が可能になるとともに、所有者等の適正な管理義務、景観行政団体と所有者が提携する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。



※市景観条例で位置づけます。

■景観重要建造物および景観重要樹木の指定の規程について

(指定が出来ないもの)

※文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられているため

- 国宝
- 重要文化財
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物

(指定が出来るもの)

- 県指定文化財
- 市指定文化財
- 登録文化財
- その他、景観上が必要なもの

8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

地域の歴史・文化・賑わいなどの景観特性を演出する美しさを持った広告物を誘導するため、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為の制限の方針を定めます。

■屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為の方針

【規模】

- 建築物の規模や周辺の町並みと不調和な規模とならないよう配慮する。
- 広告物の集約化に配慮する。

【配置】

- 景観上重要な場所への設置については、地域特性を損ねないよう掲出位置に配慮する。
- 自然やまちなみの眺望景観を阻害しないよう、広告物の高さに配慮する。

【デザイン】

- デザイン、色彩、素材等を工夫し、地域特性を反映した統一性ある景観形成に配慮する。

イメージ



周辺の景観に調和した屋外広告物

■屋外広告物の誘導について

- 現行の岐阜県屋外広告物条例の基準から、美濃加茂市独自に基準を設定することが可能です。
- 重点区域となる地区においても、景観づくりに沿った地区独自の基準を設けることも可能です。
- 屋外広告物を位置づける場合は、屋外広告物法第28条の規定により県から権限移譲を受け、美濃加茂市屋外広告物条例（仮称）を制定します。

9 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

美濃加茂市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設について、管理者との協議の上、景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備や占用許可の基準を定めることを検討します。

■景観重要公共施設の整備に関する方針

- 景観重要公共施設の整備、維持管理にあたっては、岐阜県「公共事業景観形成指針」を活用し、当該地域の醸し出す景観特性に配慮したものとする。

イメージ



周辺の景観に調和した護岸整備など



デザイン性の高い構造物など

■景観重要公共施設に位置づけが考えられる候補地

【景観重要河川の候補地（案）】

木曾川・飛騨川、川浦川、甘屋川 など

【景観重要道路の候補地（案）】

中山道（太田宿内） など